

たばこ税増税の反対についての意見書

たばこ税については、厚生労働省が政府税制調査会に「たばこ税増税」を要望し、政府税調では慎重論もありながら、増税の方向で論議がなされ、12月11日に予定されている税制改正大綱決定に向け、増税の動きが強まりつつある。また、たばこの消費削減を目的としたたばこ税増税論が一部にあるものの、たばこは合法の嗜好品であり、喫煙するか否かは、あくまで成人各人が判断すべき問題である。

たばこ税は国・地方を合わせてすでに60%を超えるなど、国内の担税物品の中でも最高の税率となっており、製品たばこの消費量が10年連続で減少している中、その担税力はすでに限界に達していると言わざるを得ない。たばこという特定の商品のみならず、安易にこれ以上の税負担を強いることは、税の公平性を著しく欠くものであり、さらなる増税は愛煙家やたばこ産業に携わる者だけでなく、国民の納得は到底得られない。

こうした中、地方財政は地方交付税が大幅に削減されるなど、厳しい財源不足にあり、地方たばこ税は極めて貴重な一般財源となっている。平成19年度における宮崎県の地方たばこ税（県税・市町村税を含む）は約95億円にのぼり、地方税に占める割合は4%に達している。

また、さらなるたばこ税増税が強行されれば、たばこ耕作者、たばこ小売業者をはじめとする我が国たばこ産業全体に壊滅的な打撃を与えることとなり、地域経済、地域農業にも計り知れない影響を及ぼすことになる。

特に、本県葉たばこは、畑地帯を中心に889名1,670ヘクタール栽培され、作付け前に買入価格、耕作面積が決定しており、安定した土地利用型農業の重要な品目の一つとなっており、万一、たばこ税が増税されれば消費量減少により、耕作面積の大幅な減反が危惧され、農業経営の維持が困難な状況となるばかりでなく、耕作放棄地等が増加するなど、地域農業への影響が懸念される。

よって国会並びに政府におかれては、現状を十分に考慮し、安易なたばこ税の引き上げを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

| | | |
|-------------|-----------|---|
| 衆 議 院 議 長 | 横 路 孝 弘 | 様 |
| 参 議 院 議 長 | 江 田 五 月 | 様 |
| 内 閣 総 理 大 臣 | 鳩 山 由 紀 夫 | 様 |
| 総 務 大 臣 | 原 口 一 博 | 様 |
| 財 務 大 臣 | 藤 井 裕 久 | 様 |
| 農 林 水 産 大 臣 | 赤 松 広 隆 | 様 |
| 経 済 産 業 大 臣 | 直 嶋 正 行 | 様 |